

「守口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（骨子案）」のパブリックコメントを募集します。

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」により、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下、「法」といいます。）の一部が改正され、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する規定が新設されました。

このことに伴い、国から示された「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）」を踏まえ、本市においても法第34条の16第1項の規定に基づき、条例を新たに制定するに当たり、市民の皆様の意見を反映させるため、条例の骨子案について、パブリックコメントを実施します。皆様のご意見を是非お寄せいただきますようお願いいたします。

1. 募集期間

令和7年7月10日（木）から 令和7年8月8日（金）まで
（郵送の場合は令和7年8月8日（金）の消印有効）

2. 提出方法（※住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。）

- ・郵 送：〒570-8666
大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号
守口市役所 こども施設課
- ・F A X：06-6992-1400
- ・Eメール：hoikuyou@city.moriguchi.lg.jp
- ・持 参：閲覧場所への持ち込み（回収ボックスに投函）

3. 設置場所

以下の施設に、この「募集要領」に加え、「守口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（骨子案）」、「意見提出用紙」を設置しています。

守口市情報コーナー（市役所2階）、守口市こども施設課（市役所3階）、市立認定こども園（あおぞら、にじいろ 計2か所）、コミュニティセンター（東部エリア、中部エリア、南部エリア、八雲東、北部、庭窪、錦、西部 計8か所）、児童センター、わかくさ・わかすぎ園、文化センター、市民体育館、守口市立図書館、大日サービスコーナー

計18か所

4. 記載方法

意見提出用紙をご用意していますが、書式は特に定めておりません。用紙に住所、氏名、連絡先および件名『「守口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（骨子案）」について』を記載してください。

5. その他

お寄せいただきましたご意見につきましては、市としての考え方を整理した上で、市ホームページ等に掲載いたします。なお、ご意見をお寄せいただいた方の個人情報を公表したり、パブリックコメントの目的以外に使用することは一切ございません。お寄せいただいたご意見の全てが、内容に反映されるとは限りませんので、何卒ご了承ください。

<お問合せ先>

守口市役所 こども部 こども施設課
電話番号：06-6992-1658